

広告掲載取扱要領

京都市山科青少年活動センター敷地への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	土地の種別	京都市山科青少年活動センター敷地の一部
	土地の所在地	京都市山科区竹鼻四丁野町42番地
	土地の使用目的	京都市山科青少年活動センター用地
	広告媒体としての価値	醍醐街道（府道小野山科停車場線）に接道しており、醍醐街道を通過する車両及び通行人からの見通しが良好となっています。 <参考：平成18年度山科青少年活動センター利用者数> 52,943人
広告の規格	広告掲載位置	醍醐街道に面したブロック及びフェンス面
	広告の大きさ	1枠につき縦1.0m×横2.0m（面積2.0㎡）
	広告の色数	
	枠数	5枠
	広告物の掲載方法	ブロック及びフェンス面に広告看板を設置
掲載条件	広告料金（税込み）	1枠につき年間24,000円（月当たり2,000円）。 なお、上記の広告料金とは別に所定の基準に基づき算定する行政財産の目的外使用料として年間14,400円（月当たり1,200円）を別途お支払いいただきます。
	広告掲載期間	行政財産の目的外使用に係る許可期間（1年間）
	広告物の作成主体	広告物及び広告看板は、広告主において作成していただきます。
	広告物の掲載主体	広告物及び広告看板は、広告主において設置していただきます。（設置方法等は別途調整）
	広告物の提出期限	日程は別途調整
掲載基準	関係規定（必ずお読みください）	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込手続等	申込資格	契約の相手方は、広告代理店等又は広告主とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページで御確認ください。

	申込方法	<p>広告掲載申込書をダウンロードして、必要事項を記載のうえ、FAXで以下の申込先に御提出ください。</p> <p>その他の提出書類については、京都市広告事業のホームページで御確認のうえ、申込み後速やかに御提出ください。</p>
	申込期間	<p>平成20年2月15日(金)から随時、申込みを受け付けます。(5枠とも掲載広告が決まりましたら、受付を終了させていただきます。)</p> <p>書類の受付は、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)行います。</p>
	広告掲載の決定方法	<p>京都市広告事業実施要綱等の関係規定に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。</p>
その他	その他の留意事項	<p>広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。</p> <p>広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページで御確認ください。</p> <p>広告掲載者には、別途、市有財産目的外使用許可申請を行っていただきます。</p> <p>広告掲載までに、広告原稿案の事前審査を受けていただき、承認を受けていただきます。</p> <p>掲載する広告は、屋外広告物に該当しますので、京都市屋外広告物等に関する条例に基づく許可申請が必要となります。(許可申請手数料が別途広告1個につき2,600円必要となります。)</p>
	お申込み・お問い合わせ先	<p>京都市文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 電話番号 075-222-3222 FAX番号 075-222-3223</p>